令和６年度　公文書開示（１１月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R6.9.18	R6.11.14	令和５年７月（05交自609号）から現在までの題名に「一般乗合旅客自動車運送事業」を含み、運行計画または事業計画の変更に関する自動車部発行の文書	1167	1															交通局自動車部計画課
2	R6.10.26	R6.11.22	携帯電話基地局設置に伴う行政財産（構築物）の使用許可及び使用料の収納について（令和５年度分）（４交資第２２６９号）	19		1				1	1	1							「行政財産使用料」 行政財産使用許可を得た法人（以下「当該法人」という。）が提供する通信サービスの利用料を構成するコストの一部となる料金戦略上重要な情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。（第７条第３号） 「当該法人の代表者印の印影」 公にすることにより、印影の偽造等犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。（第７条第４号） 「主装置等の面積」「アンテナの設置数」 当該法人の通信設備の設計における技術的ノウハウであり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとみとめられるため。（第７条第３号） 「配置図の対象の場所名称及び配置図の内容」 当該法人の主装置等の設置場所、寸法に関する情報及び写真が含まれる。設置場所に関する情報は、公にされていない駅構内の詳細な構造と一体となっており、公にすることで、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれがある。また、主要装置の寸法及び写真については、当該法人の通信設備の設計における技術的情報、技術的ノウハウであり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。（第７条第３号及び第４号） 「駅構内の図面」 公にされていない駅構内の詳細な構造に関する情報であり、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（第７条第４号） 「当該法人の代表取締役の生年月日」 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（第７条第２号）	交通局資産運用部事業開発課
3	R6.11.18	R6.11.22	東京都交通局優待乗車券発行要領（平成25年９月４日付25交総第501号）	5	1															交通局総務部お客様サービス課
4	R6.11.18	R6.11.25	都営交通モニター業務委託仕様書	28	1															交通局総務部お客様サービス課